

平成20年4月1日 制定

(目的)

第1条 社会福祉法人村上市社会福祉協議会の会長の職務権限に属する事務の決裁については、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号の定めるところによる。

- (1) 決 裁 会長、常務理事、事務局長、事務局次長及び課長等（以下「決裁権者」という。）が、会長の権限に属する事務について最終的に意思決定することをいう。
- (2) 専 決 会長、常務理事、事務局長、事務局次長及び課長等（以下「専決権者」という。）が、会長の権限に属する事務について、定められた範囲内の事項を会長及び常務理事に代わって決裁することをいう。
- (3) 代 決 会長、決裁権者、専決権者が不在のとき、一時これらの者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不 在 会長、決裁権者、専決権者が出張、病気その他の事故により、決裁することができない状態をいう。

(会長の決裁事項) 条文削除する。
第3条

(専決事項) 条文削除する。
第4条

(会長の専決事項)

第4条の1 社会福祉法人村上市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第27条に規定に基づく会長が専決することができる事項は次のとおりとする。

- (1) 職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 借入れに係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (4) 1,000万円を超えない契約であって次のようなもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の維持管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (5) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (6) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 予算上の予備費の支出
- (8) 利用者の日常の処遇に関すること。
- (9) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他のやむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (10) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (11) 国、県、市、県社協等の委託事業、補助事業、寄付事業の補正予算に関するもの。
- (12) 各号に定めるもののほか特に重要又は異例と認める事項

(会長の専決の報告)

第4条の2 前条の規定のほか、専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められるものについては、理事会に報告しなければならない。

(会長事務の専決)

第4条の3 専決権者が専決することができる事項は、別表のとおりとする。

(専決の制限)

第5条 決裁権者は、専決できる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が新規又は特に命じられた事項
- (2) 事業の内容が重要又は異例と認められる事項
- (3) 事案について疑義があり、又は、紛議が生じるおそれがあると認められる事項
- (4) 事案について特に上司が了知しておく必要があると認められる事項

(専決の報告)

第6条 決裁権者は、必要があると認めるときは、当該専決した事項について、その内容を上司に報告しなければならない。

(会長事務の代決)

第7条 会長が不在のときは、常務理事がその事項を代決する。

- 2 常務理事が不在のときは、事務局長がその事項を代決する。
- 3 事務局長が不在のときは、あらかじめ指名する事務局次長又は課長がその事項を代決する。
- 4 事務局次長が不在のときは、あらかじめ指名する課長がその事項を代決する。
- 5 課長が不在のときは、あらかじめ指名する職員がその事項を代決する。

(代決の制限)

第8条 第5条の第1号から第3号までの一つに該当するとき又は職員の任免及び賞罰については、前条の規定にかかわらず代決することができない。ただし、あらかじめ決裁権者から処理の方針が示された場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(後 関 等)

第9条 代決した事項については、速やかに当該事項の決裁権者に報告し、又は後関を受けなければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、事務決裁に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月27日)

この規程は、令和3年1月27日から施行する。

附 則 (令和3年9月28日)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月26日）
この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日）

1. 別表（第5条）を次のように改正する。
2. この規程は、令和6年3月18日に施行し、令和6年4月1日から適用する。

別 表（第5条）

1 重要な事務事業に関する事

専決事項	会 長	常務理事	事務局長	課 長	支所長、事業所管理者	備 考
理事会の議案の提出に関する事	○					
理事会に関する事（議案を除く）			○			
評議員会の招集及び議案の提出に関する事	○					理事会の決議に基づきおこなう。
評議員会に関する事（議案を除く）			○			
重要な資産の管理及び処分に関する事	○					
訴訟その他争議に関する事	○					
事業計画及び収支予算策定に関する事	○					

2 庶務に関する事

専決事項	会 長	常務理事	事務局長	課 長	支所長、事業所管理者	備 考
特に重要又は異例な許可及び承認、契約に関する事	○					
通知、届出、公告、報告、照会及び回答に関する事	特に重要又は異例	重要	○	軽易なもの		
契約に関する事	100万円以上	別に定める	100万円未満	50万円未満	50万円未満	総務課との合議
事業計画の範囲内の予算の執行に関する事	100万円以上	別に定める	100万円未満	50万円未満	50万円未満	
報酬、給料、義務定期経費の予算の執行に関する事			100万円以上	100万円未満		
表彰に関する事	○					
委員会・部会の委員の委嘱に関する事	○					
委員会・部会の開催に関する事			○			
要綱又は要領の制定及び改廃に関する事	重要		○			
物品の維持管理に関する事			○			
課の物品の維持管理に関する事				○		

課の事業計画の執行に関すること				○		
3 組織、人事及びサービスに関すること						
専決事項	会 長	常務理事	事務局長	課 長	支所長、事業所管理者	備 考
職員の任免、給与及び賞罰に関する こと	○					
臨時職員の任用に関すること		○	3ヶ月未 満			
役員の出張に関すること	○					
職員の出張に関すること	局長		次長、課 長、参事 宿泊を伴 うもの	○ (宿泊を 伴わない もの)	支所職員、 事業所職 員	
職員の休暇に関すること	局長、 職員(連 続して休 暇7日以 上)		次長、課 長、参事	○	支所職員、 事業所職 員	
育児休業、介護休業に関すること	局長、 職員(連 続して休 暇7日以 上)		次長、課 長、参事	○		
職員の職務に関すること						
職務に専念する義務の免除(健 康診断事業)				○		
それ以外			○			
職員の事務分掌に関すること			○			
職員の研修計画に関すること			○			
職員の研修の実施に関すること				○		
職員の福利厚生制度・計画に関する こと			○			
職員の福利厚生事業、社会保険等に 関すること				○		
職員の時間外勤務に関すること				○		予算執行 が必要な 場合は総 務課との 合議
職員の私有車業務使用に関すること			登録 ○	○	支所職員、 事業所職 員	

備考

表中の項目について、「○」又はその他の文言で表示されている場合は、当該項目について、それに相当する者が決定権限等を有することを示す。この場合における「○」及び文言の意義は、次のとおりとする。

- (1)「○」 原則として又は一般的に権限を有する場合をいう。
- (2)「特に重要又は異例」、「重要」、「登録」 新規、重要、異例なもので特に上司の判断を必要とするものをいう。

- (3) 「3ヶ月未満」 雇用期間が3ヶ月未満の臨時職員の任用に関する場合をいう。
- (4) 「金額」 その金額の範囲で権限を有する場合をいう。
- (5) 「役職名」 その役職に関する場合をいう。